

平成24・25年度
豊田市競争入札参加資格
審査申請要領
(工事関係委託)

平成24・25年度において、豊田市・豊田市上下水道局・逢妻衛生処理組合・豊田市土地開発公社が発注する設計、測量、建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望される方は、本要領によりあいち電子調達共同システム(CALS/EC)を用いて、豊田市に申請してください。

《はじめに》

設計・測量・建設コンサルタント等業務の一般競争入札及び指名競争入札に参加するには、入札参加について資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望される方は、適正な申請をしていただきますようお願いいたします。

以下、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下、「電子調達システム（CALS/EC）」という。）による入札参加資格審査申請（以下、「電子申請」という。）手続きについて定めま

1 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）に該当しないこと。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- (2) 国税、愛知県税及び豊田市税が未納でないこと。
- (3) 豊田市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当しないこと。
- (4) 競争入札参加資格審査申請又は添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をした者、又は記載しない者でないこと。
- (5) 資格審査を希望する業種について、建築設計を希望する者は建築士法第23条に基づく「建築士事務所」の登録、一般測量又は航空写真測量を希望する者は測量法第55条に基づく「測量業者」の登録、若しくは法令等による営業の登録を必要とする場合は、当該登録を受けていること。

2 電子申請の方法

- (1) 電子申請を行おうとする方は、電子調達システム（CALS/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

- (2) 電子申請は、支店等の有無にかかわらず、電子入札コアシステムに対応した民間認証局が発行する本店の代表者名義のICカードで行ってください。
- (3) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所に限ります。
契約を締結する営業所は、当該営業所において申請を希望する業種の営業を営むことを認められていることが必要です。
- (4) 電子申請においては、画面上の注意、申請者操作手引書及び「電子申請上の注意点」に従って

ださい。

- (5) 電子申請後、速やかに代表審査自治体及び申請先自治体に別送書類を送付してください。
申請先自治体が必要とする別送書類は、2 (1) に記載したポータルサイトから確認できます。

3 受付期間

(1) 定時受付

平成24年1月4日(水)～平成24年2月15日(水)

平日(日曜日及び土曜日、祝日を除く。)の午前8時から午後8時まで

(2) 随時受付

平成24年4月2日(月)～平成26年1月31日(金)

平日(日曜日及び土曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)の午前8時から午後8時まで

※平成24年4月11日(水)から平成24年5月2日(水)の期間は、システム更新のため、入札参加資格申請の受付を一時停止します。受付の再開は、平成24年5月7日(月)からとなります。

4 別送書類

電子申請によるデータ送信後、以下の書類を各1部、所定期日までに提出してください。

別送書類(各種証明書等)は、申請日において発行日より3か月以内のものとし(鮮明であれば写し可)。

(1) 代表審査自治体に提出する書類

① 法人の場合・・・登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)
又は登記簿謄本

② 個人の場合・・・代表者の身元証明書

(本籍地の市区町村長が発行する身元証明書(日本国籍を有しない方は外国人登録証明書))

代表者の登記されていないことの証明書

(全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課窓口にて発行。また、東京法務局では、郵送申請も可能。)

(2) 豊田市に提出する書類

別表「別送書類一覧」のとおり。

(3) 提出期日

① 定時受付

データ送信日から7日以内必着。(ただし、最終提出期限は、平成24年2月20日(月)必着。)

② 随時受付

データ送信日から7日以内。

※平成24年4月11日(水)から平成24年5月2日(水)の期間は、システム更新のため、入札参加資格申請の受付を一時停止します。受付の再開は、平成24年5月7日(月)からとなります。

※上記①、②の提出期日の最終日が休日(日曜日及び土曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日)に当たる場合は、その日以後の最初の平日とします。

ただし、定時受付時においては、最終提出期限は平成24年2月20日(月)必着とします。

(4) 提出先

<代表審査自治体>

代表審査自治体は、システムで自動的に決定されますので、申請データ送信後、画面上で送付先の確認をお願いします。

<豊田市>

〒471-8501

愛知県豊田市西町3-60

豊田市役所 総務部契約課

TEL (0565) 34-6616 FAX (0565) 34-6789

Eメール keiyaku@city.toyota.aichi.jp

5 資格審査

資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。

6 資格の有効期限

電子申請による入札参加資格の有効期限は次のとおりとします。

ただし、平成26年4月1日以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前に入札参加資格は、なおその効力を有します。

(1) 定時受付

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで有効とします。

(2) 随時受付

入札参加資格を決定した日から平成26年3月31日まで有効とします。

豊田市における入札参加資格の決定は、申請データ受領日を含む週から起算して3週間後の月曜日となります。ただし、申請内容又は別送書類等に不備がある場合は、補正等が完了した日を含む週から起算して3週間後の月曜日以降となります。

7 電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに電子申請により変更の手続きを行ってください。

ただし、定時受付に係る変更手続きは、平成24年4月2日からとなります。

8 その他

(1) 電子申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は入札参加停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

また、建築設計を希望する方は建築士法第23条に基づく「建築士事務所」の登録、一般測量又は航空写真測量を希望する方は測量法第55条に基づく「測量業者」の登録、若しくは法令等による営業の登録を必要とする場合は、当該登録の更新を行っていない場合、入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。

(2) 電子申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求められることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。

また、証明書面は、入札参加資格の有効期間中は保管しておいてください。

(3) 入札参加資格者名簿及び入札結果をウェブサイトで公表する予定ですのであらかじめご了承ください。

別表 別送書類一覧

別送書類の提出期限は、要領4（3）により提出期限が定められています。

なお、申請先自治体間で必要となる別送書類が違う場合もありますので、電子申請を行う前に事前に別送書類を用意してください。

番号	書類名	対象	摘要
(1)	・納税証明書（国税） （未納の税額がないことの証明。鮮明であれば写し可）	豊田市を代表 審査自治体と する者	1 法人事業者は「法人税」、 「消費税及び地方消費税」（その3の3） 2 個人事業者は「所得税」、 「消費税及び地方消費税」（その3の2） ※未納の税額がないことが証明されている場合は、その3でも可
(2)	・納税証明書（愛知県税） （未納の税額がないことの証明。鮮明であれば写し可）	豊田市を代表 審査自治体と する者	1 法人事業者は「法人県民税」、「法人事業税（地方法人特別税を含む）」、「自動車税」 2 個人事業者は「個人事業税」、「自動車税」
(3)	・納税証明書（豊田市税） 又は「豊田市税の納税義務がないことの申出書」 （未納の税額がないことの証明。納税証明書（豊田市税）は鮮明であれば写し可）	全ての申請者	豊田市役所市民課、支所、出張所、駅西口サービスセンターで発行。証明の種類は「完納証明」。 豊田市内に事業所がない方等で納税証明書が受けられない場合は様式第1号「豊田市税の納税義務がないことの申出書」を提出。
(4)	・実績調書（※1）	全ての申請者	様式第2号「実績調書」（ホームページからダウンロード）を提出
(5)	・技術者数等報告書（※2）	全ての申請者	様式第3号「技術者数等報告書」（ホームページからダウンロード）を提出

（※1）実績調書

この調書は、貴社がどのような内容及び規模の事業が実施可能かを検討するための資料となります。希望する業種のうち、電子申請時から過去2年間に完了の業務について、申請する業種別に代表的な契約実績を記載してください。官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人）との契約実績を優先して、規模の大きい順に記載してください。また、特に技術を必要とするものや、貴社の特徴的な実施事業等がありましたら、これも記載してください。

ア 「発注者」欄には、元請については官公庁名又は業者名を入力してください。下請については、

- 元請業者名を入力してください。個人注文者の場合は、「個人」と入力してください。
- イ 「業務対象の規模等」欄には、測量の面積・精度、設計の階数・構造・延べ面積等を入力してください。
- ウ 「契約金額」欄には、消費税を含まない金額（千円未満切捨て）を入力してください。
- エ 様式については、豊田市様式と同じ内容であれば、他自治体に提出したものや独自に作成した様式でも構いません。

(※2) 技術者数等報告書

電子申請で入力された技術者の内訳及びその他の技術者の人数等を確認するための資料となります。人数は延べ人数の数字を記入してください。

【電子申請上の注意点】

- 1 電子申請を行う前に、申請先自治体の申請項目、別送書類の種類をご確認ください。また、電子調達システム（CALS/EC）の利用に際しては、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約をご確認のうえ、同意していただく必要があります。

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

- 2 各申請項目は、電子調達システム（CALS/EC）に掲載の操作手引書、画面上の指示及び本要領に従って入力してください。

- 3 審査（格付）状況照会

○電子調達システム（CALS/EC）にアクセスして審査（格付）の進捗状況を参照することができます。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会／補正」 → 「申請状況照会／補正申請／取下申請」（参照する際には、ICカードが必要です。）

なお、別送書類及び電子申請内容に不備等がある場合には、補正指示が出されている場合があります。データ送信後、必ず、審査（格付）の進捗状況を確認してください。

- 4 審査（格付）結果は次のとおり照会することができます。

○電子調達システム（CALS/EC）にアクセスして格付結果を参照することができます。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会／補正」 → 「格付結果照会」

（参照する際には、ICカードが必要です。）

なお、定時受付の場合は、平成24年4月2日から参照可能です。

- 5 電子調達システム（CALS/EC）の操作について不明な点がある場合は、ヘルプデスクにお問合わせください。

電話 0120-059-399

受付時間 平日（日曜日及び土曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

【申請項目について】

1 申請者情報入力

(操作手引書→入札参加資格審査申請→5-6 設計・測量・建設コンサルタント等新規申請→5-6-3～)

画面上の指示、操作手引書及び「申請項目一覧」に従って入力してください。

2 契約営業所入力

(操作手引書→入札参加資格審査申請→5-6 設計・測量・建設コンサルタント等新規申請→5-6-7～)

画面上の指示、操作手引書及び「申請項目一覧」に従って入力してください。

(1) 申請を希望する業種

業務	コード	業 種	業務	コード	業 種
設計	1	建築設計	建設コ ンサル タント	1 2	水産土木
	2	設備設計		1 3	造園
測量	3	一般測量		1 4	都市計画及び地方計画
	4	航空写真測量		1 5	土質及び基礎
建設コ ンサル タント	5	河川、砂防及び海岸		1 6	鋼構造及びコンクリート
	6	港湾及び空港		1 7	建設環境
	7	道路		地質調査	1 8
	8	上水道及び工業用水道	補償コ ンサル タント	1 9	土地調査
	9	下水道		2 0	土地評価
1 0	農業土木	2 1		物件調査	
1 1	森林土木	2 2	事業損失		

(2) 登録を受けている事業

申請日現在において登録を受けているものについて、登録番号及び登録年月日を入力してください。(年度、登録官公庁名は入力しないでください。)

なお、建設コンサルタントについては、「2-(1)「建設コンサルタント」の内、登録を受けている部門」に登録している内容を各々入力してください。

3 共通情報入力

(操作手引書→入札参加資格審査申請→5-6 設計・測量・建設コンサルタント等新規申請→5-6-24～)

画面上の指示、操作手引書及び「申請項目一覧」に従って入力してください。

自己資本額、損益計算書、貸借対照表については、財務諸表等の写し(現況報告書及び決算報告書等)を参考に千円未満は切り捨てて入力してください。

(1) 年間実績高

各売上・収入等実績は当該事業に係るもののみを入力し、建設業及び物品製造業等の実績は含まないでください。

ア 営業年度（決算日）の変更等で1年に満たない決算がある場合は、以下の例により不足月数分を直前3年度分の決算の売上から補充し算定してください。

（例）直前1年度の不足月数が3月の場合

$$\frac{(\text{直前3年度分決算} \times 3 / 12) + \text{直前2年度分決算} + \text{直前1年度分決算}}{2}$$

=直前2年間の年間平均実績高

イ 新規に営業を開始することにより2年間に満たない場合は、以下の計算式により算定してください。

$$\text{各営業年度の実績高の合計額} / 2 = \text{直前2年間の年間平均実績高}$$

ウ 個人から法人へ組織変更した場合で、経営に同一性を保持していると認められる場合又は他の企業を吸収合併した場合は、前営業体又は吸収合併前の各企業の売上も通算してください。

(2) 有資格者数

該当する資格について、申請日現在における該当者の人数を入力してください。

なお、1人で2以上の資格を有している場合は、重複して計上してください。

ただし、1級〇〇・2級〇〇（建築士については「木造」を含む。）〇〇士・〇〇士補等については上位のもののみ、技術士については同一部門内でいずれか1つを、また、RCCMについては希望する業種を考慮していずれか1つを選択してください。

【1人で重複できない資格は、下記の番号の組合せ（別表1 有資格者コード参照）】

1と2	3と4	5と6	7と8	9と10
11～15	17～19	34～47	48と49と95	50と51
52～55	56と57	58と59	60と61	62～64
71と72	74～76	79①と②	89と90	91と92
49と95と98	49と95と99			

4 個別情報入力

（操作手引書→入札参加資格審査申請→5-6設計・測量・建設コンサルタント等新規申請→5-6-29～）

「申請項目一覧」で不要とされる項目が表示される場合は、豊田市の他の自治体が必要とする項目です。それぞれの申請先自治体の申請要領等で確認してください。

《申請項目一覧》

※画面上の申請書フォームでは下記の項目について、自動判定のため表示されないことがあります。
これらの項目以外にも、選択・入力が必要な場合があります。

業者統一番号	
申請者（本店）	
郵便番号	
所在地	※登記上の所在地と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を入力してください。
商号又は名称（フリガナ）	
商号又は名称（漢字）	
代表者職氏名（役職）	
代表者職氏名（氏名）	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス	
委任行為の有無	
連絡先（代行者を含む）	
部署名	
担当者名	
直通電話番号	
E-mailアドレス	
契約営業所	
郵便番号	
所在地	
契約営業所名（フリガナ）	
契約営業所名（漢字）	
代表者職氏名（役職）	
代表者職氏名（氏名）	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス	
営業年数	
契約を締結する営業所を本店（本社）以外とする場合の委任事項	
委任期間	

申請を希望する業種		
< 2 2 業種 >		※「2 - (1) 申請を希望する業種 (7 ページ)」参照
登録を受けている事業		
1. (1 級・2 級) 建築士事務所	登録番号	※建築士法 (昭和25年法律第202号) 第23条による登録を受けている場合
	登録年月日	
2. 測量業者	登録番号	※測量法 (昭和24年法律第188号) 第55条による登録を受けている場合
	登録年月日	
3. 建設コンサルタント	登録番号	※建設コンサルタント登録規程 (昭和52年建設省告示第717号) 第2条による登録を受けている場合
	登録年月日	
4. 地質調査	登録番号	※地質調査業者登録規程 (昭和52年建設省告示第718号) 第2条による登録を受けている場合
	登録年月日	
5. 補償コンサルタント	登録番号	※補償コンサルタント登録規程 (昭和59年建設省告示第1341号) 第2条による登録を受けている場合
	登録年月日	
6. 不動産鑑定業者	登録番号	※不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和38年法律第152号) 第22条による登録を受けている場合
	登録年月日	
7. 土地家屋調査士	登録番号	※土地家屋調査士法 (昭和25年法律第228号) 第8条による登録を受けている場合 (土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて入力してください。)
	登録年月日	
8. 司法書士	登録番号	※司法書士法 (昭和25年法律第197号) 第8条による登録を受けている場合
	登録年月日	
9. 計量証明事業者	登録番号	※計量法 (平成4年法律第51号) 第107条による登録を受けている場合
	登録年月日	
「建設コンサルタント」の内、登録を受けている部門		
(1) 河川、砂防及び海岸		※「登録を受けている事業」と同様に「登録番号」と「登録年月日」を入力してください。
(2) 港湾及び空港		
(3) 道路		
(4) 上水道及び工業用水道		
(5) 下水道		
(6) 農業土木		
(7) 森林土木		
(8) 水産土木		
(9) 造園		
(10) 都市計画及び地方計画		
(11) 土質及び基礎		
(12) 鋼構造及びコンクリート		
(13) 建設環境		

業務区分及び直前2年間の年間平均完成実績高		
設計業務	※豊田市は不要	
測量業務		
建設コンサルタント業務		
地質調査業務		
補償コンサルタント		
その他		
年間実績高		
直前2年度分決算	※直前1年度決算の前の決算を入力してください。	
直前1年度分決算	※申請日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算を入力してください。	
直前2年間の平均実績高	※両決算の合計を2で除して得た額（千円未満四捨五入）を入力してください。	
<各業種ごとに入力してください。>		
自己資本額		
払込資本金	直前決算	<p>1 「払込資本金」欄には、法人にあっては払込み済みの額を、個人にあっては次期繰越資本金を入力してください。</p> <p>「準備金・積立金」欄には法定準備金（資本準備金及び利益準備金）と任意積立金（退職手当積立金等）との合計額を入力してください。（剰余（欠損）金処分は0として下さい。）</p> <p>「次期繰越利益（欠損）金」欄には繰越利益剰余金の額を入力してください。</p> <p>2 「直前決算」及び「剰余（欠損）金処分」の各欄については、申請日直前の決算より入力し、「決算後の増減」欄については、当該直前決算日から申請日までの間における増減額を入力してください。</p>
	計	
	決算後の増減	
	合計	
準備金・積立金	直前決算	
	剰余（欠損）金処分	
	計	
	決算後の増減	
	合計	
次期繰越利益（欠損）金	剰余（欠損）金処分	
	計	
	合計	
計	直前決算	
	剰余（欠損）金処分	
	計	
	決算後の増減	
	合計	

損益計算書	
税引前当期純利益	※直前1年度分決算により入力してください。
貸借対照表	
流動資産	※直前1年度分決算により入力してください。
固定資産	
繰延資産	
資産合計	
流動負債	
固定負債	
資本合計	
負債資本合計	
経営比率	
総資本純利益率	※小数点第2位以下の数値を四捨五入して小数点第1位までの数値を入力してください。
流動比率	
自己資本固定比率	
営業年数	
創業	<p>※「営業年数」欄には、申請を希望する業種に係る事業開始日（2以上の申請業種の場合は最も早い開始日）から申請日までの期間とし、当該業種で中断した期間を控除した期間（1年未満の端数は切り捨て）を入力してください。</p> <p>組織変更、家業相続等が行われ、かつ、現企業と前企業（前営業体）との同一性を保持していると認められている場合は、前企業（営業体）の創業時をとることができます。</p> <p>吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合には消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとしてください。</p>
休業又は転（廃）業の期間	
現組織への変更	
営業年数	
常勤職員数	
技術職員	<p>※申請日現在において常時雇用している従業員の数を入力してください。</p> <p>「技術職員」及び「事務職員」の各欄には、申請日現在において常時雇用している従業員の内、専ら設計・測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「その他の職員」欄には、それ以外の職員（兼業部門等職員）及び常勤役員の数を入力してください。</p> <p>「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいます。</p>
事務職員	
その他職員	
計	

外国資本（50%以上）の有無		
有無		
外資状況		
(1) 外国籍会社		※外資系企業（日本国籍会社を含む。）のみ「国名」に外国名を入力してください。
(2) 日本国籍会社（比率100%）		※100%外国資本の会社をさします。「国名」に外国名を入力してください。
(3) 日本国籍会社（比率 %）		※一部外国資本の会社をさします。「国名」に外国名を、「（比率 %）」内に当該国の資本比率を入力してください。
適格組合証明		
取得年月日		※官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合については、中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を入力してください。
番号		
ISO認証取得状況		
ISO9000s	認証区分	※申請日現在においてISO9001、ISO14001のいずれかについて、（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関からの認証又は未認証を入力してください。
	認証番号	
ISO14001	認証区分	
	認証番号	
有資格者数		
「別表1 有資格者コード」参照		
合計		
実人数		※実際の資格取得者数を入力してください。
技術者名簿		
氏名1		※申請日現在における「有資格者数」に該当する資格保有者の氏名とその資格名に付した番号を入力してください。
番号1		
<以下同様に50人まで>		
合計		※当該資格の延べ数を入力してください。
実人数		※実際の資格取得者数を入力してください。
添付ファイル		※50人を超える場合は、指定ファイルを添付してください。

希望業種実績		
希望業務コード1		
許可区分1		
直前2年間の平均実績高1		
官庁最高金額1	※直前2年間で官公庁で契約したもののうち最高金額のものを入力してください。	
官庁次位金額1	※直前2年間で官公庁で契約したもののうち2番目の金額のものを入力してください。	
<以下同様に22業種まで>	※すべての業種で、官公庁との契約実績がない場合は次に進むことができません。この場合は最初の業種の「官庁最高金額」に「1」を入力してください。	
資格者数		
資格コード1		
資格者数1		
<以下同様に22業種まで>		
株主（出資者）調書		
株主（出資者）名	※豊田市は不要	
所在地または住所		
所有株数（出資の価額）		
所有株数（出資の価額）		株
		円
代表取締役（個人事業主）の略歴書		
現住所	※豊田市は不要	
氏名		
職名		
職歴		自
		至
		従事した職務内容
賞罰		年月日
	賞罰の対象	
税の未納のないことの確認		
未納の有無		
納税状況の確認についての同意		
確認の有無		
課税番号（豊田市分）	※入力する必要はありません。	
契約を締結する営業所		
申請先自治体との指名実績	※豊田市は不要	
申請先自治体との契約実績	※豊田市は不要	

【コード一覧】

別表1 有資格者コード

技術士		技術士補	
<建設部門>		23	<建設部門>
1	土質及び基礎	24	<水道部門>
2	土質及び基礎以外の有資格者	25	<農業部門>
<水道部門>		26	<林業部門>
3	上水道及び工業用水道	27	<水産部門>
4	下水道	28	<機械部門>
<農業部門>		29	<電気・電子部門>
5	農業土木	30	<衛生工学部門>
6	農村環境	31	<情報工学部門>
<林業部門>		32	<応用理学部門>
7	森林土木	33	<環境部門>
8	林業	R C C M	
<水産部門>		34	河川、砂防及び海岸
9	水産土木	35	港湾及び空港
10	水産水域環境	36	道路
<機械部門>		37	上水道及び工業用水道
11	流体機械	38	下水道
12	建設、鉱山、荷役及び運搬機械	39	農業土木
13	機械設備	40	森林土木
14	化学機械	41	水産土木
15	上記以外の機械部門の有資格者	42	造園
<電気・電子部門>		43	都市計画及び地方計画
16	電気・電子部門の有資格者	44	土質及び基礎
<衛生工学部門>		45	鋼構造及びコンクリート
17	水質管理	46	建設環境
18	廃棄物処理	47	上記以外のR C C Mの有資格者
19	廃棄物管理計画		
<情報工学部門>			
20	情報工学部門の有資格者		
<応用理学部門>			
21	地質		
<環境部門>			
22	環境部門の有資格者		

その他			
48	1級建築士	75	第2種電気主任技術者
49	2級建築士	76	第3種電気主任技術者
50	測量士	77	環境計量士
51	測量士補	78	熱管理士
52	1級土木施工管理技士	79	①公害防止管理者水質関係第1種
53	2級土木施工管理技士（土木）		②公害防止管理者水質関係第2種
54	2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）	80	第1種伝送交換主任技術者
55	2級土木施工管理技士（薬液注入）	81	路線主任技術者
56	1級管工事施工管理技士	82	土地区画整理士
57	2級管工事施工管理技士	83	畑地かんがい技士
58	1級建設機械施工技士	84	農村集落排水計画設計士
59	2級建設機械施工技士	85	農業土木技術管理士
60	1級造園施工管理技士	86	地質調査技士
61	2級造園施工管理技士	87	土地家屋調査士
62	下水道技術検定1種	88	司法書士
63	下水道技術検定2種	89	不動産鑑定士
64	下水道技術検定3種	90	不動産鑑定士補
65	下水道処理施設管理技士	91	公認会計士
66	推進工事技士	92	公認会計士補
67	小規模ダム工事総括管理技術者	93	税理士
68	ダム工事総括管理技術者	94	補償業務管理士
69	地すべり防止工事士	95	木造建築士
70	基礎施工士	96	中小企業診断士
71	コンクリート主任技士	97	建築設備士
72	コンクリート技士	98	構造設計一級建築士
73	土木用コンクリートブロック技士	99	設備設計一級建築士
74	第1種電気主任技術者		

豊田市税の納税義務がないことの申出書

次の豊田市税について納税義務はありません。

○法人事業者の場合

「法人市民税」、「固定資産税・都市計画税」、「事業所税」、及び「軽自動車税」

○個人事業者の場合

「個人市民税」、「固定資産税・都市計画税」、「事業所税」、「軽自動車税」
及び「国民健康保険税」

豊田市長 様

平成 年 月 日

[本店]

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ (印)

代表者印を必ず押印してください。

[契約営業所]

本店 }
 支店等 } いずれかにチェックしてください。本店の場合、以下の記載は不要

所在地 _____

営業所名 _____

実 績 調 書

業者統一番号 _____

希望業種 _____

商号又は名称 _____

発注者	元請又は 下請の別	件名	業務対象の規模等	契約金額 (消費税抜き)	契約期間		
					平成	年	月から
				千円	平成	年	月から
				千円	平成	年	月まで
				千円	平成	年	月から
				千円	平成	年	月まで
				千円	平成	年	月から
				千円	平成	年	月まで
				千円	平成	年	月から
				千円	平成	年	月まで
				千円	平成	年	月から
				千円	平成	年	月まで
				千円	平成	年	月から
				千円	平成	年	月まで
				千円	平成	年	月から
				千円	平成	年	月まで
				千円	平成	年	月から
				千円	平成	年	月まで

(注1) 希望する業種ごとに記入してください。

(注2) 申請時から過去2年間に完了の業務について記入してください。

(注3) 民間との契約を含めて主な実績を、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団、独立行政法人）との契約実績を優先して記入してください。

技術者数等報告書

業者統一番号

商号又は名称

●技術者数

技術士（建設部門）の内訳	人数（延べ）		
	契約締結先	契約締結先以外	計
河川、砂防及び海岸、海洋			0
港湾及び空港			0
道路			0
造園			0
都市計画及び地方計画			0
鋼構造及びコンクリート			0
建設環境			0
電力土木			0
鉄道			0
トンネル			0
施工計画、施工設備及び積算			0
計	0	0	0

RCCM（電子申請で記入以外）の内訳	人数（延べ）		
	契約締結先	契約締結先以外	計
地質			0
電力土木			0
鉄道			0
建設機械			0
トンネル			0
電気・電子			0
廃棄物			0
計	0	0	0

その他の技術者	人数（延べ）		
	契約締結先	契約締結先以外	計
地籍調査管理技術者（（社）日本国土調査測量協会認定）			0
空間情報総括監理技術者			0
名古屋鉄道（株）が認定する工事指揮者			0
道路防災点検・点検技術者講習受講者（平成8・9年度（財）道路保全技術センター開催）			0
再開発コーディネーター（（社）再開発コーディネーター協会認定）			0
橋梁点検技術研修受講者（（財）海洋架橋橋梁調査会開催）			0

●建築設計に申請する場合のみ、該当欄に○をつけてください。

項	目	該当欄
建築物の構造計算は	自社で実施	
	他社に委託	
自社で耐震診断が可能な建築物は (複数回答可)	W造	
	S造	
	RC造	
	SRC造	
	無し	

問合わせ先

〒471-8501

愛知県豊田市西町3-60

豊田市役所 総務部 契約課

TEL (0565) 34-6616 (直通)

FAX (0565) 34-6789

Eメール keiyaku@city.toyota.aichi.jp

ホームページ <http://www.city.toyota.aichi.jp/>

豊田市は、ISO14001の認証取得、国等による環境物品等の推進に関する法律（グリーン購入法）に基づいた調達等により、率先して環境保全と改善の取組を進めています。

納入や請負等の際には、環境保全活動へのご理解とご協力をお願いします。